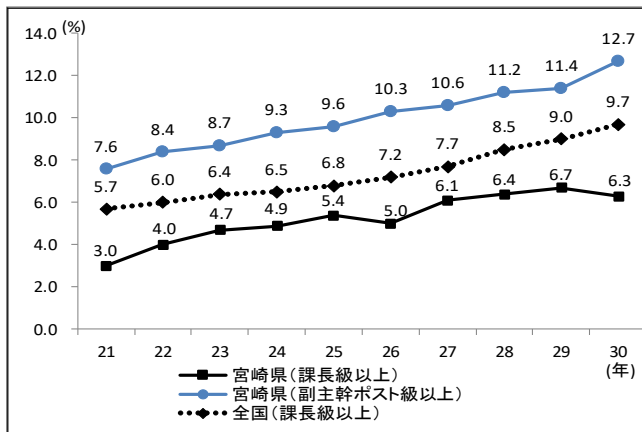


2 女性の活躍に関する状況

(1) 政策・方針決定過程への参画状況

本県においては、県の審議会等委員に占める女性割合は、近年、45%を超えて推移する状況にあります。その他の県職員の管理職、議会議員などについては、緩やかな上昇傾向にはあるものの、全国平均を下回って推移しており、女性の参画が十分に進んでいない状況にあります。

■ 図表 1 4 - 1 県職員の管理職に占める女性割合



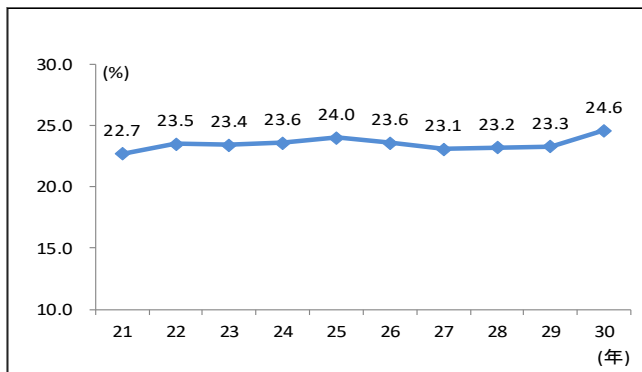
※各年4月1日現在

※「副主幹ポスト級以上」は、知事部局のみ。

※「課長級以上」には、知事部局のほか、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局、企業局、警察本部を含む。

資料：県生活・協働・男女参画課

■ 図表 1 4 - 2 教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性割合

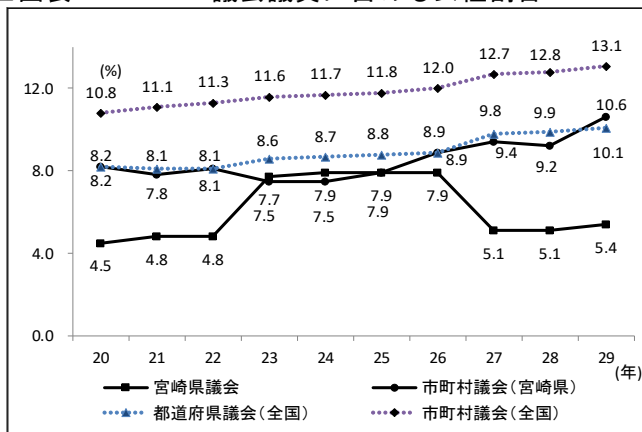


※各年5月1日現在

※主要なポスト職：教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

資料：県生活・協働・男女参画課

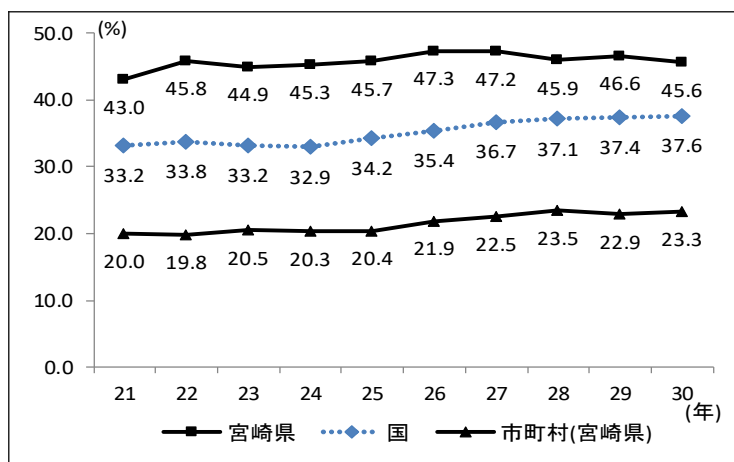
■ 図表 1 4 - 3 議会議員に占める女性割合



※各年12月末日現在

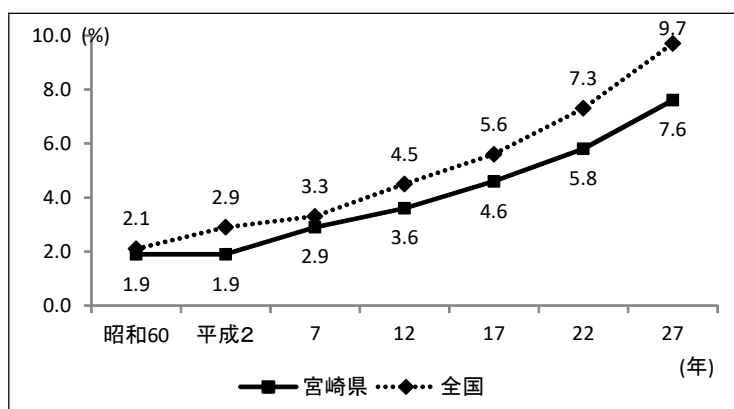
資料：県生活・協働・男女参画課

■ 図表 1 4 - 4 審議会委員に占める女性割合



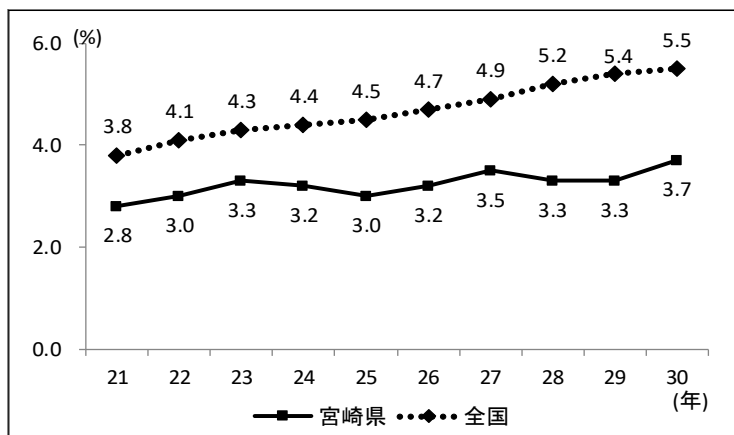
※国は各年9月30日現在
 県は各年3月31日現在
 市町村は各年4月1日現在
 資料：県生活・協働・男女参画課

■ 図表 1 4 - 5 雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性割合



※各年10月1日現在
 資料：総務省「国勢調査」

■ 図表 1 4 - 6 自治会長に占める女性割合



※各年4月1日現在
 資料：県生活・協働・男女参画課

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

- 本県では、「夫婦ともに有業」の世帯は、平成29年調査で131,100世帯です。夫婦のいる世帯に占める割合は52.1%であり、全国平均を上回っています。

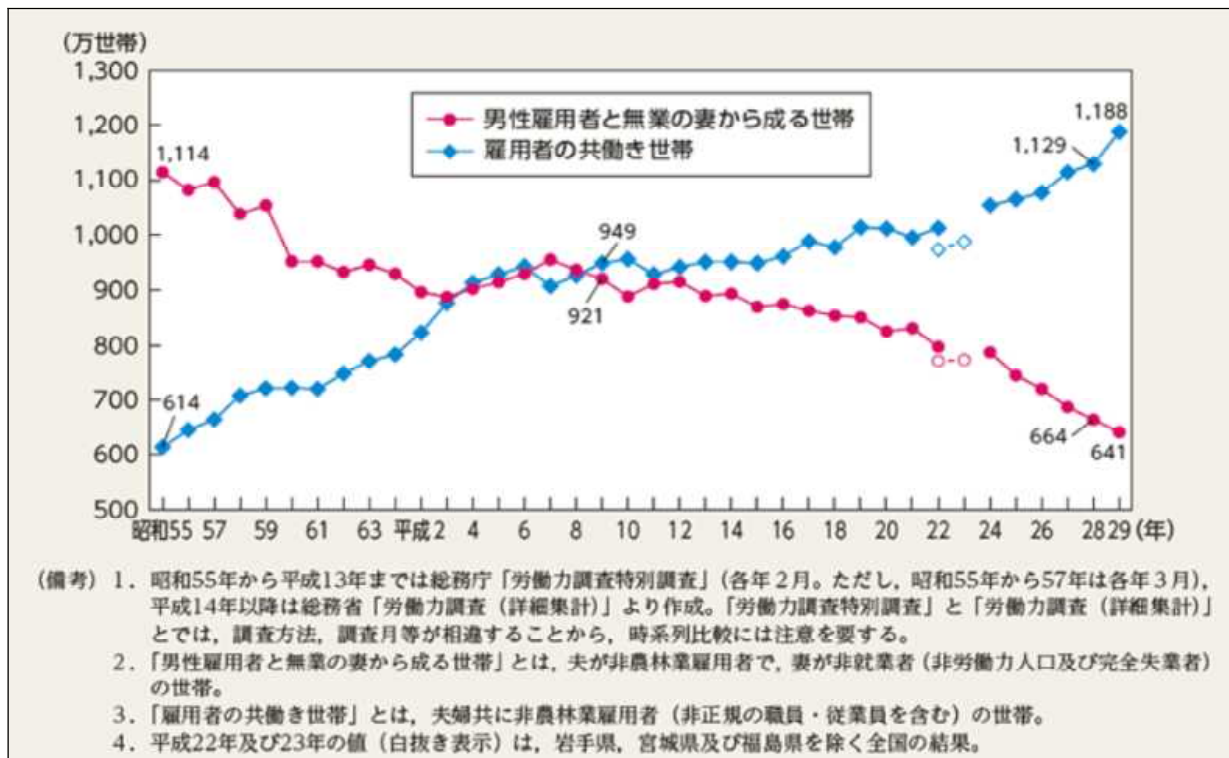
■図表 1 5 共働き世帯数（夫婦のいる世帯に占める共働き世帯の割合）

	H19年	H24年	H29年
宮崎県	132,900世帯 (49.4%)	134,000世帯 (50.9%)	131,100世帯 (52.1%)
全 国	13,218,500世帯 (46.4%)	12,970,200世帯 (45.4%)	13,488,400世帯 (48.8%)

資料：総務省「就業構造基本調査」

- 全国では、昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っています。

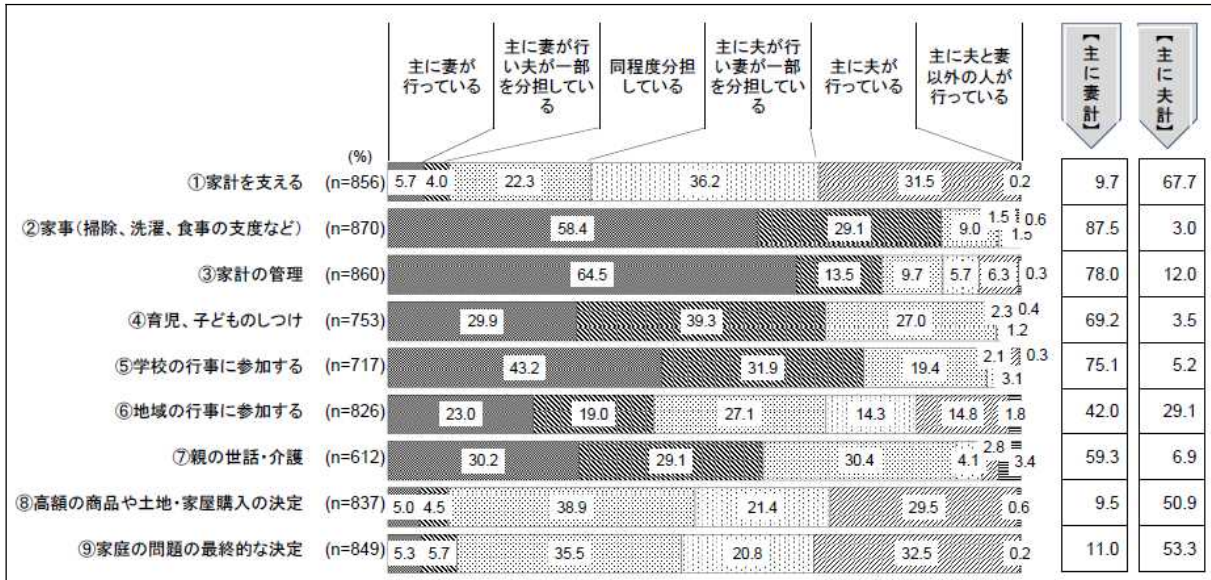
■図表 1 6 共働き等世帯数の推移



資料：内閣府「平成30年版男女共同参画白書」

○ 家庭生活において、「家事（掃除、洗濯、食事の支度など）」は、「主に妻が行っている」又は「主に妻が行い夫が一部分担している」と回答した人が87.5%であり、大変高い割合を示しています。

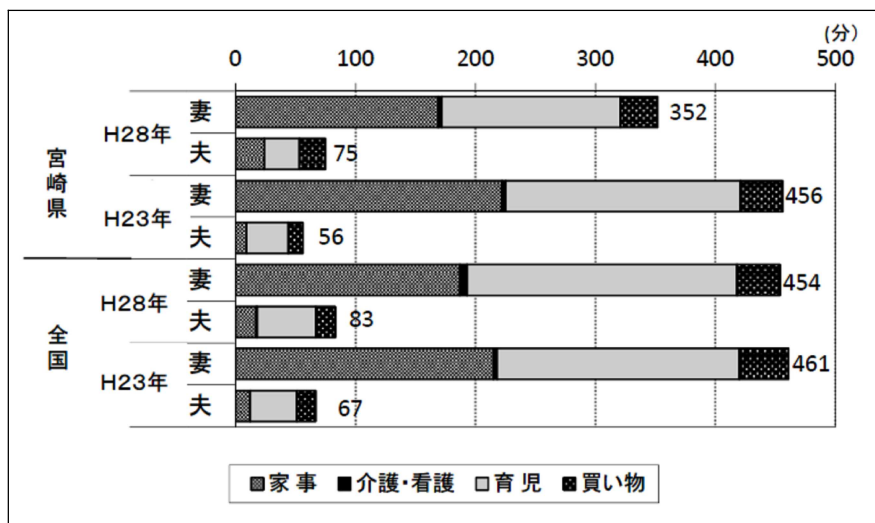
■図表 1 7 夫婦の役割分担状況（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 27 年）

○ 夫の家事関連時間は妻に比べて著しく短くなっています。

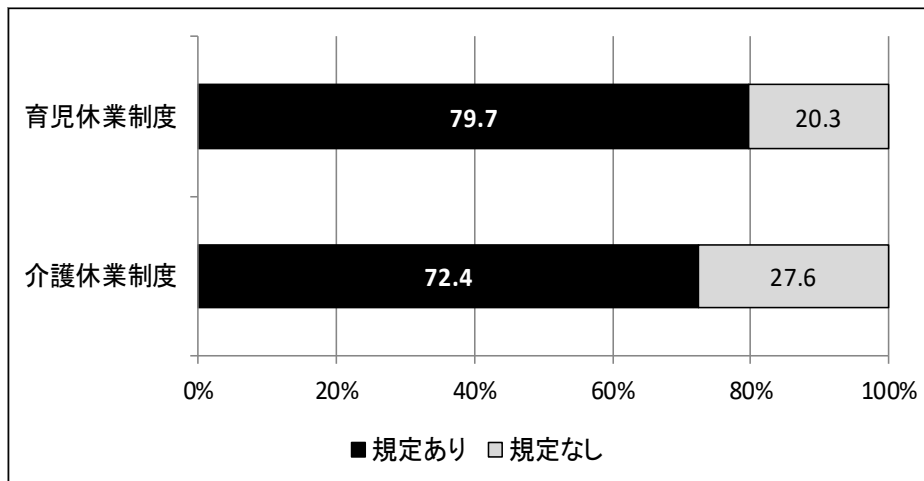
■図表 1 8 6歳未満の子どもを持つ夫・妻の家事関連時間（週全体、夫婦と子どもの世帯）



資料：総務省「社会生活基本調査」

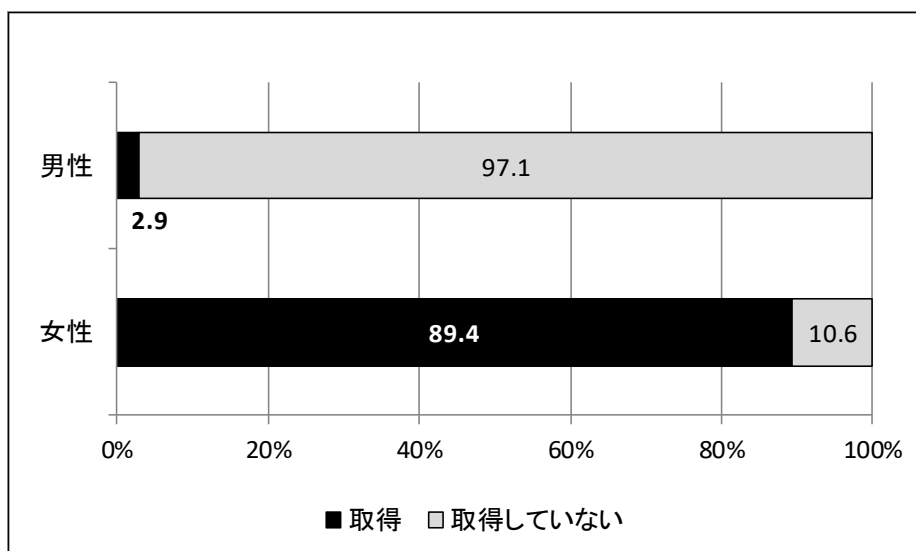
- 育児休業制度の規定がある事業所は79.7%、介護休業制度の規定がある事業所は72.4%にとどまっており、また、男性の育児休業取得率は2.9%にとどまっています。

■図表 19 県内事業所における育児・介護休業制度の規定の有無（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「平成 29 年度労働条件等実態調査」

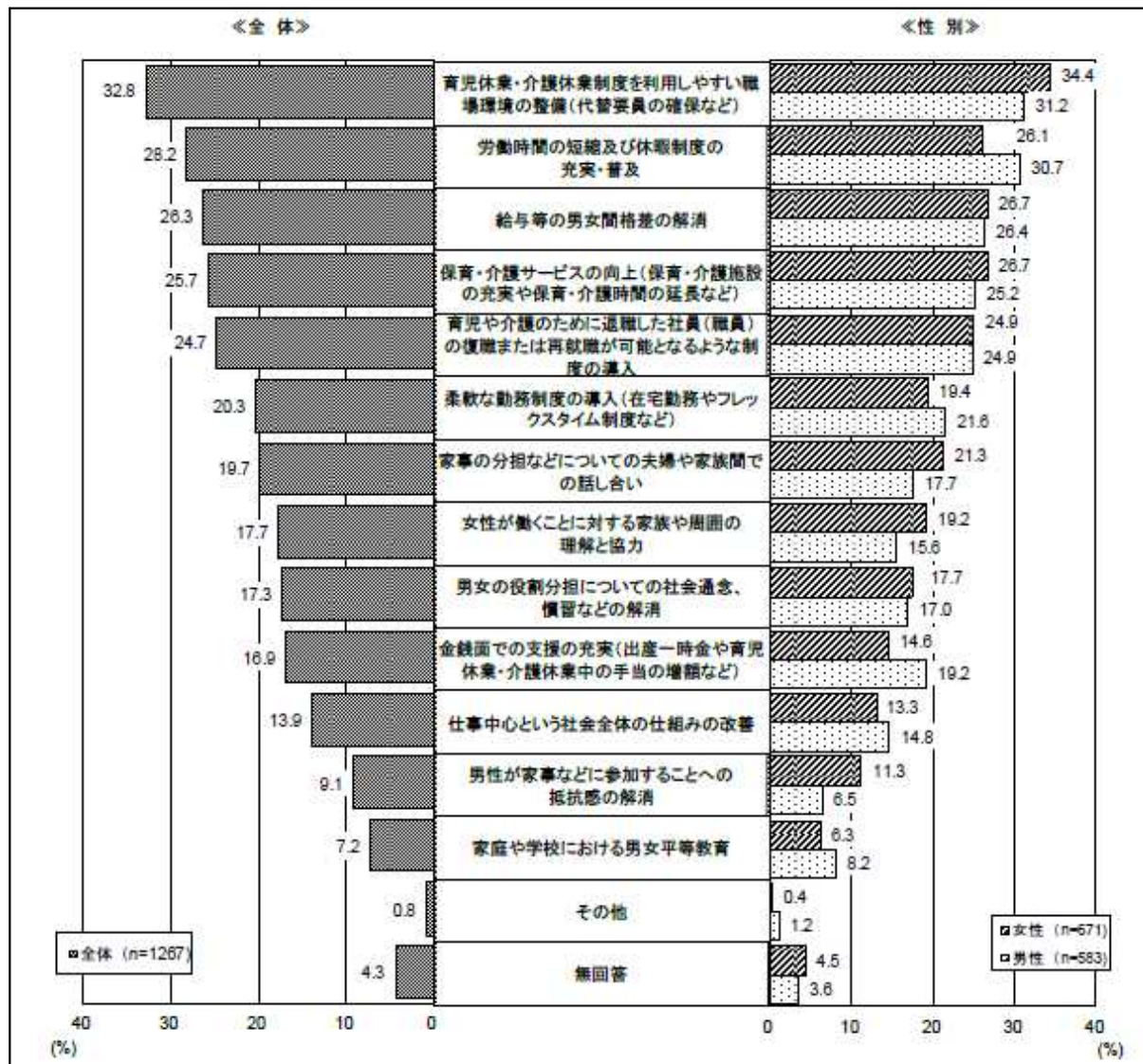
■図表 20 県内事業所における育児休業制度の利用状況（宮崎県）



資料：県雇用労働政策課「平成 29 年度労働条件等実態調査」

- 仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能にするためには、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」が必要と考える人の割合が最も高くなっています。

■図表 2 1 仕事と生活の調和のために必要なこと（宮崎県）

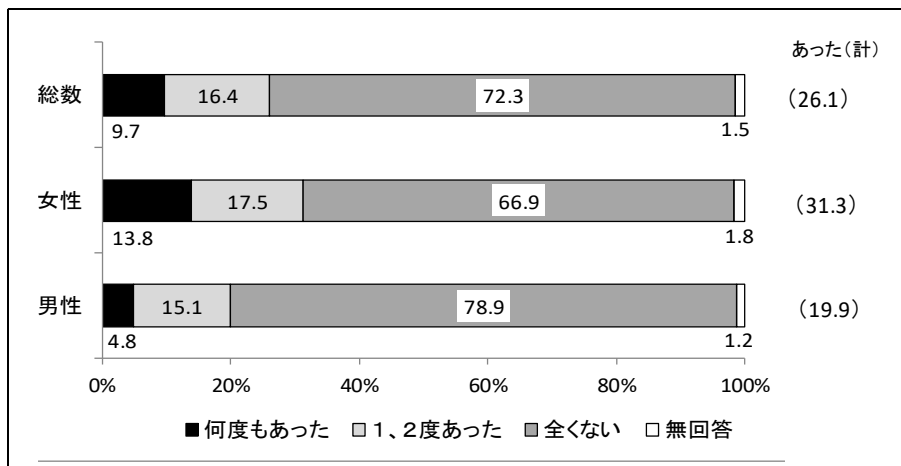


資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 27 年）

(3) 女性に対する暴力

- 内閣府の調査によると、約4人に1人が配偶者から被害（身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要）を受けた経験があると回答しています。
特に女性は、約3人に1人が配偶者から被害を受けたことがあり、約7人に1人は何度も受けています。

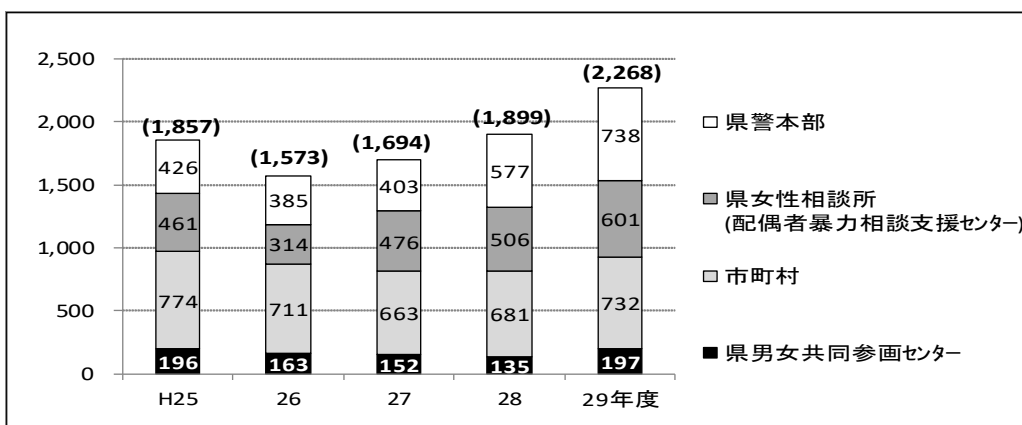
■図表 2 2 配偶者からの被害経験（全国）



※「あった(計)」は、「何度もあった」及び「1、2度あった」の合計
資料：内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

- 本県では、各機関における配偶者等からの暴力（DV）に係る相談件数は、平成26年度から年々増加しています。

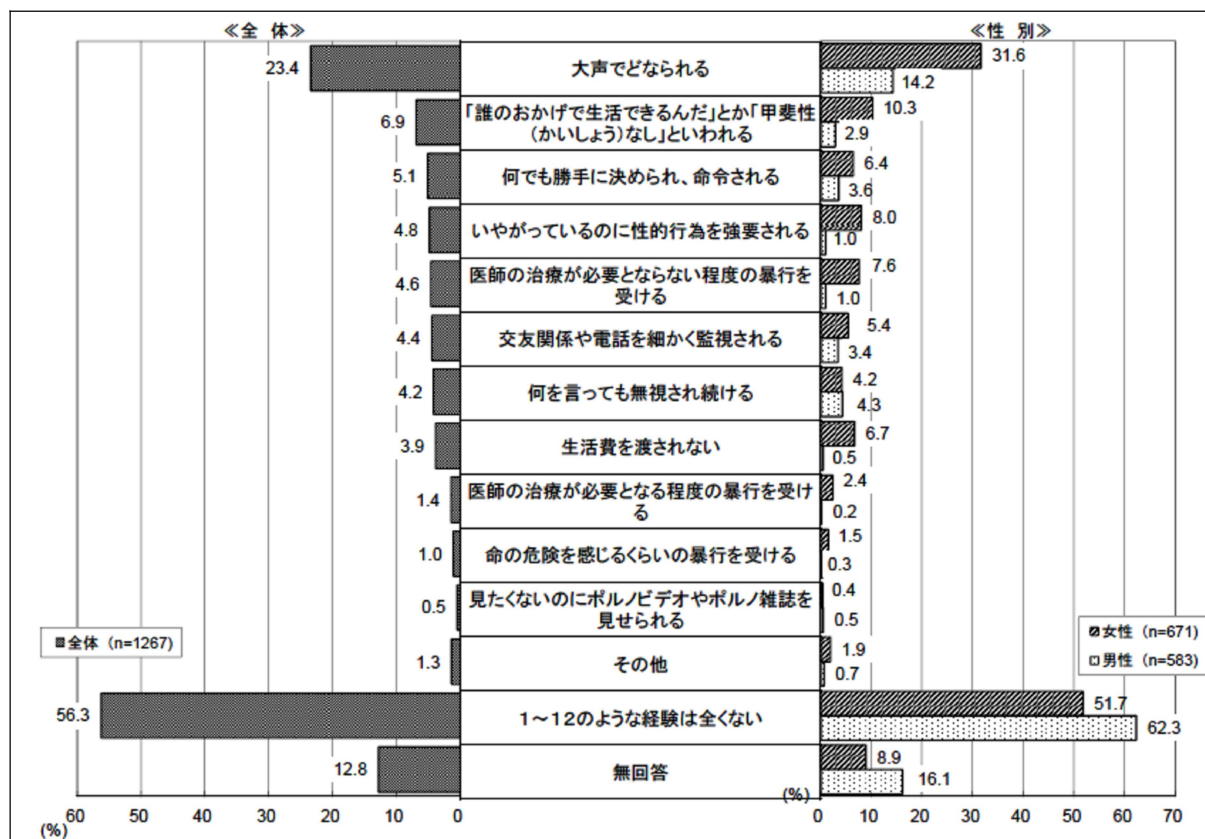
■図表 2 3 各機関におけるDV相談件数（宮崎県）



※ 県男女共同参画センターの相談には、デートDVを含む。
※ 平成29年度から集計方法を変更した市があるため、それ以前と単純比較はできない。
資料：県子ども家庭課、県生活・協働・男女参画課調べ

- 女性の約4割、男性の約2割が、夫・妻・恋人から暴力を受けた経験があると回答しており、女性では「大声でどなられる」「『誰のおかげで生活できるんだ』とか『甲斐性なし』といわれる」「いやがっているのに性的行為を強要される」が多く、男性では、「大声でどなられる」「何を言っても無視され続ける」が多くなっています。

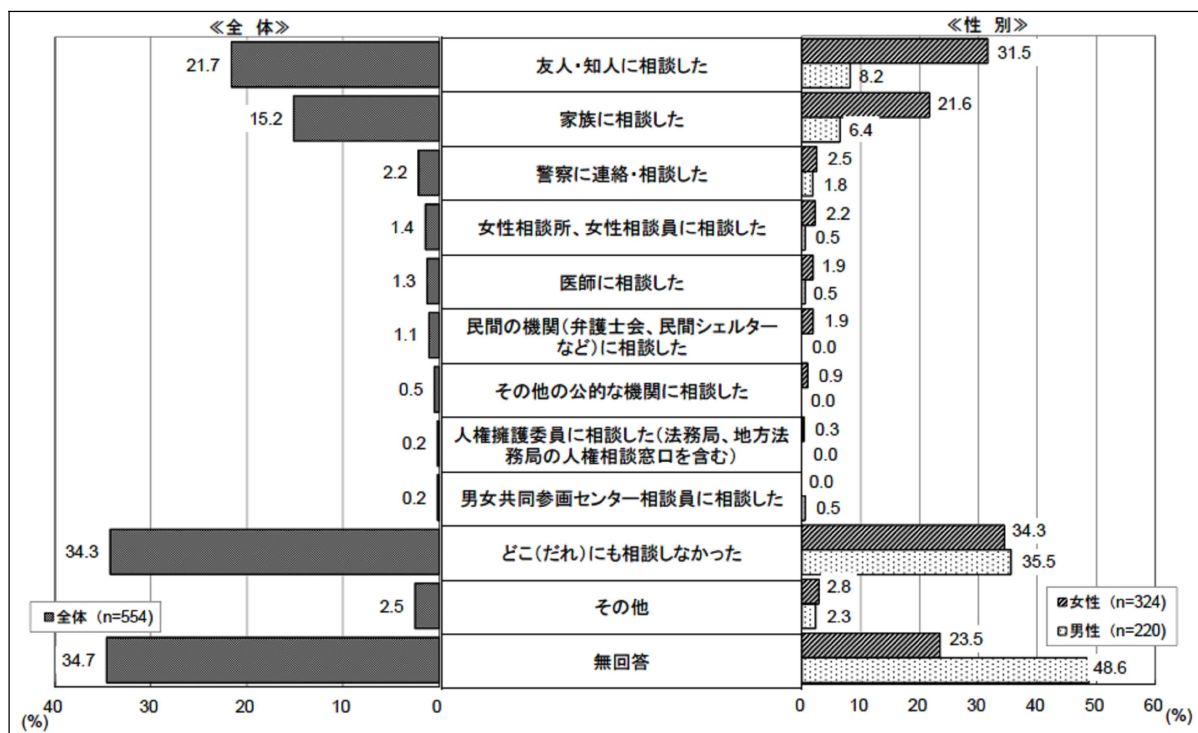
■ 図表 2 4 配偶者等から暴力を受けた経験の有無



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成 27 年）

○ 配偶者等から暴力を受けたとき、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が3割を超えています。

■図表25 配偶者等から暴力を受けたときの相談先（宮崎県）



資料：「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（宮崎県 平成27年）